

注 この書式は、帳票第 53 号注文請書または書式第 54 号請書等と一体として使用する

記入例

請 書

西暦 年 月 日

収入印紙 200  
円契印  
(割印)

収入印紙200円分を必ず貼付けてください。

その上から契印（割印）を押印してください。

- ・登記上の本店住所を記入してください。
- ・請書に押印する印は、会社の代表者印（法人の実印）を押印して下さい。

日本放送協会 経理局長 殿

貴協会からご指定の物件等の注文をいただいた場合、日本放送協会普通注文約款を（ ）注文をお掛けすることとし、この請書をもって受注の責任を負うこととします。

この請書の有効期間は、この請書を提出した日から 2025 年 3 月 31 日までとします。  
なお、ご指定の物件等の取引について、別に契約書類または取決めがある場合は、それによることとします。

本社住所（登記上） 東京都渋谷区神南 2-2-1

商号または名称 株式会社〇×△

代表者役職氏名 代表取締役 渋谷太郎

実印

実印

## 日本放送協会普通注文約款

## (総 則)

第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）と取引相手先（以下「受注者」という。）との間の売買、請負その他の契約（以下「当該契約」という。）について、別に契約書類または取決め等による特約がないときは、次条以下の規定を適用する。

## (契約条件)

第2条 協会は、当該契約にあたっては、物件、工事、役務等（以下「物件等」という。）の仕様・数量・納期・納入場所その他の必要な条件を仕様書・図面等により受注者に指定する。

2 協会は、事業上の都合により、前項の条件の一部を変更することができる。

3 前項の場合、当該契約に定める契約金額（以下「当該契約金額」という。）の変更、損害賠償等必要な措置については、協会と受注者と協議して定める。

## (法令による許認可等)

第3条 当該契約の履行のために必要な許認可および申請は、受注者が自己の責任および費用負担において取得および維持し、当該契約の履行のために必要な届出についても、受注者が自己の責任および費用負担において行う。

## (下請負)

第4条 受注者は、業務の全部または大部分を一括して下請負に付してはならない。ただし、協会の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務の一部を下請負に付すときは、あらかじめその旨を書面により協会に通知しなければならない。

3 受注者は、前各項により業務を下請負に付したときは、この契約に関わる受注者の一切の行為について責任を負わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、書面により協会の承諾を得なければ、当該契約に基づく受注者の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

## (損害の負担)

第6条 受注者は、物件等について、協会への引渡し完了前に生じた損害のすべてを負担するものとする。ただし、その損害のうち、協会の責めに帰すべき事由によって生じたものについては、協会の負担とする。

## (特許権等の処置)

第7条 協会が物件等を使用・実施するに際して、第三者の著作権・特許権・意匠権その他の権利を使用・実施することが必要となる場合は、受注者は、受注者の責任と費用において、協会による物件等の使用・実施に支障がないよう権利処理を行う。

## (検 査)

第8条 受注者は、物件等を納入するにあたっては、その旨を書面によって通知し、協会は、納入場所において、す

注 この書式は、帳票第 53 号注文請書または書式第 54 号請書等と一体として使用する

みやかに検査を実施する。

2 協会は、前項に定める検査のほか、必要と認めるときは、随時受注者の店頭、工場または協会の指定する場所において物件等を検査することができる。

3 協会は前各項の検査の結果不完全であると認めるときは、受注者に対し、協会の指定期間内に、受注者の費用により代品を納入させるか、または必要な補修などを行わせ、あらためて検査を行う。

4 前各項の場合、受注者は、要員、機材、試供品その他の検査のために必要なものを提供するものとし、これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

(引渡し、所有権の移転)

第 9 条 協会は、前条第 1 項から第 3 項までの検査の結果完全であると認めるとき、物件等の引渡しを受ける。

2 当該契約によって物件等の所有権を移転する場合には、その所有権は引渡し完了時に受注者から協会へ移転する。

3 受注者は、物件等の引渡し完了した場合直ちに、自らの責任および費用負担において、仮設物の取払、あと片付けなどの処置を行う。

(契約金額の支払い)

第 10 条 協会は、受注者の書面による請求に基づき、物件等の引渡しを受けてから 60 日以内に、当該契約金額を受注者の指定金融機関口座へ振り込む方法により受注者に支払う。

(担保責任)

第 11 条 受注者が、協会に対し、種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない物件等を引き渡した場合（かかる不適合を、以下「契約不適合」という。）、受注者は、協会の請求により、その指示する期限までに、自らの責任および費用負担において、物件等の修補、代替物の引渡し、または不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならない。ただし、契約不適合が協会の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 前項本文に規定する場合において、受注者が指定された期間内に履行の追完をしないときは、協会は、契約不適合の程度に応じて当該契約金額の減額を請求することができる。

3 第 1 項本文に規定する場合において、協会は、受注者に対し、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

4 第 1 項本文に規定する場合において、受注者が協会の指示する期限までに履行の追完を行わないときは、協会は、当該契約の全部または一部を解除することができる。ただし、期限経過時における履行の追完の不履行が当該契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

5 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の期限経過前であっても、直ちに当該契約の全部を解除することができる。

(1) 履行の追完の全部が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完の全部を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 履行の追完の一部が不能である場合または受注者がその一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは当該契約の目的を達することができないとき。

(4) 当該契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ当該契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前 4 号の場合のほか、協会が請求をしても当該契約をした目的を達するのに足りる履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。

6 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 4 項の期限経過前であっても、直ちに当該契約の一部を解除することができる。

(1) 履行の追完の一部が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完の一部を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(物件等に起因する事故等の原因究明)

第 12 条 物件等に起因して、協会または第三者に損害を与える事故等が発生した場合において、協会がその事故等の原因を究明するために必要な、当該物件等に関する情報および当該物件等の引き渡し時における科学技術に関する情報の提供など、最大限の協力を、受注者は、協会に対し行うものとする。

(遅滞金)

第 13 条 受注者は、協会から指定された納期までに物件等を協会に引き渡すことができなかつたときは、遅滞金として納期の翌日から起算して引渡し完了日までの遅滞日数に応じて、当該契約金額に対し年 10% の割合で計算した金額を協会に支払わなければならない。ただし、協会の都合による検査の着手遅延日数、もしくは検査期間の延伸日数、または検査に合格しない場合に、受注者が協会から不合格の通知を受けるまでに経過した日数は、遅滞日数から控除することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかにより納期が変更されたときは、変更後の納期の翌日を起算日として前項の規定を適用する。

(1) 第 2 条第 2 項により、納期が変更になったとき。

(2) 天災地変その他受注者の責めに帰すことができない事由により納期前にその延伸について受注者から申請があり、協会がこれを認めたとき。

3 協会に本条に定める遅滞金を超える損害がある場合、協会は、その超過額を受注者に請求することができる。

(契約の解除)

第 14 条 協会は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要しないで、当該契約の全部または一部を解除することができる。ただし、当該号に該当することが協会の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(1) 納期内に物件等を引き渡さないとき、またはその見込みがないと認められるとき。

(2) 当該契約の履行について不正な行為があったとき。

(3) 前各号のほか、当該契約上の義務に違反したとき。

(4) 受注者が第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当するものとして、協会から不正行為に係る違約金の請求を受けたとき。

2 協会または受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要しないで当該契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 当該契約の定め違反し、違反をしていない当事者からの是正を求める書面による通知を受領後 30 日以内に当該違反の是正をしなかつたとき

(2) 差押・仮差押・仮処分その他強制執行を受けたとき、または民事再生・会社更生・破産の申し立てを受けたとき、

注 この書式は、帳票第 53 号注文請書または書式第 54 号請書等と一体として使用する

もしくは自ら申し立てたとき

(3) 営業の停止、変更または解散の決議をしたとき

(4) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

(5) 自ら振出したまたは引き受けた手形もしくは小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

(6) 前各号のほか、資産、信用または事業に重大な変化が生じ、当該契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

(違約金・損害賠償)

第 15 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、当該契約金額（第 1 号に定める当該契約の一部の解除の場合は解除された部分の当該契約金額）の拾分の壹に相当する金額を、協会の指定する期間内に協会に支払わなければならない。

(1) 前条第 1 項第 1 号から 3 号および第 16 条により当該契約の全部または一部が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 協会に本条に定める違約金を超える損害がある場合、協会は、その超過額を受注者に請求することができる。

4 前各項に定める場合のほか、受注者は、当該契約の履行にあたり、受注者または受注者の役員もしくは従業員（受注者の業務に従事する者を含む。）の責めに帰すべき事由により、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等の排除)

第 16 条 受注者は、受注者または受注者の役員もしくは従業員（受注者の業務に従事する者を含む。）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つものではないことを表明し保証する。

2 受注者は、受注者または受注者の役員もしくは従業員（受注者の業務に従事するものを含む。）が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行わないことを表明し保証する。

3 前 2 項に反した場合、協会は、何らの通知催告を要せずに当該契約の全部もしくは一部を解除できる。

4 協会は、第 1 項および第 2 項に反するおそれがあると認めるときは、受注者に対し当該事項に関する報告を求めることができ、受注者は、協会の指定する期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、協会は、判断に要する相当期間、当該契約上の義務の履行を停止することができる。

5 次の各号は、受注者の下請人（一次および二次下請以降全ての下請人を含む。以下同じ。）に関して適用する。

(1) 受注者は、下請人が、第 1 項に該当するものではないこと、第 2 項に該当する行為を行わないことを表明し保証する。

(2) 受注者が前号に反し下請人としていた場合は、協会は、受注者に対して、当該下請人との契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して無催告で解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

(3) 協会が前号の解除等を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否した場合、協会は当該契約の全部または一部を解除できる。

(4) 下請契約が、本項第 2 号の規定によって解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前号の規定によって協会が受注者に解除を求めたことにより生じる損害は、受注者が負担する。

(5) 協会は、本項第 1 号および第 2 号に反するおそれがあると認めるときは、受注者に対し当該事項に関する報告を求めることができ、受注者は、協会の指定する期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、協会は、判断に要する相当期間、当該契約上の義務の履行を停止することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第 17 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者を含む。）が、次の各号の規定の一に該当する場合は、受注者（共同企業体にあつてはその構成員）は協会の請求に基づき、当該契約金額（当該契約締結後、当該契約金額の変更があった場合は、変更後の当該契約金額）の拾分の壹に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として協会に支払わなければならない。

(1) 当該契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条もしくは第 19 条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことに伴い、公正取引委員会が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令または課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令または納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 当該契約に関し、受注者が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことに伴い、受注者が、同法第 7 条の 4 第 7 項または 7 条の 7 第 3 項の通知を受け取ったとき。なお、受注者はこれらいずれかの通知を受領したときは、協会に速やかにその旨を通知するものとする。

(3) この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条、第 6 条もしくは第 19 条の規定に違反する疑いのある行為を行い、または乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反する疑いのある行為を行ったことにつき、乙または乙が構成事業者である事業者団体が自主的に作成・申請した確約計画を公正取引委員会が認定したとき。

(4) 当該契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員または使用人を含む。）の刑法第 96 条の 6 または独占禁止法第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときには、協会は、受注者の代表者または構成員に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者および構成員は、共同連帯して前項の違約金を協会に支払わなければならない。当該共同事業体が既に解散している場合における受注者の代表者であった者および構成員であった者についても同様とする。

3 協会に本条に定める違約金を超える損害がある場合、協会は、その超過額を受注者に請求することができる。

4 第 1 項の規定は、協会が同項各号のいずれかが満たされる前に、談合等不正行為に係る損害賠償を請求することを妨げない。

5 本条の各規定は、当該契約終了後も効力を有する。

(取引の停止)

第 18 条 協会は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一定期間取引を停止し、または以後協会との取引を認めないことがある。

注 この書式は、帳票第 53 号注文請書または書式第 54 号請書等と一体として使用する

- (1) 協会の調査にあたり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札または見積りにあたり、談合を行い、協会に不利益を及ぼしたとき。
- (3) 当該契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (4) 法律等の違反行為により、社会的な制裁を受けたとき。
- (5) 前各号のほか取引を継続することを適当としないとき。

(守秘義務)

第 19 条 協会及び受注者は、当該契約により知り得た相手方の事業上の情報（当該契約の履行の過程で知り得た情報を含むが、これに限られない。）について、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、印刷物等により公知となっていた情報。
- (2) 相手方から知得する以前に、すでに自己が所有していた情報。
- (3) 相手方から知得した後、自己の責に帰することができない理由により公知となった情報。
- (4) 自己が独自に開発した情報。
- (5) 第三者から秘密保持義務なしに正当に知得した情報。
- (6) 法令等の規定に基づき開示が求められた情報。

2 本規定は、当該契約が完了または解除となった場合においても有効に存続するものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 受注者は、協会から受注している又は今後受注する全ての業務において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう。）を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律に照らし、善良な管理者の注意をもって管理し、次の事項を遵守することとする。

- (1) 業務の受注や実施に際し知り得た、または取得した個人情報は、利用目的を受注した業務のそれぞれの実施目的に限定し、それ以外の目的に利用しない。
- (2) 個人情報を機密情報として取扱い、漏洩、滅失、毀損の防止その他、安全管理のために必要かつ適切な措置をとる。
- (3) 個人情報の管理責任者を指名するなど、適切な管理体制をとるとともに、個人情報を取り扱う従事者を適切に監督する。
- (4) 受注した業務の実施に必要な範囲を超えて、個人情報の複製を行わない。
- (5) コンピュータを利用して個人情報を記録・複製する場合は、アクセス権を制限するなど情報セキュリティの確保に配慮する。
- (6) 協会の承認を得た場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供しない。
- (7) 業務完了（業務を中止する場合を含む）後は、法令等で別に定めのある場合を除き、個人情報を協会に返却するか再生不能な状態にして廃棄し協会に報告する。ただし、協会から別途指示がある場合は、その指示に従う。
- (8) 当該契約の実施にあたり、第 4 条の規定に基づき、下請負に付す場合は、受注者の責任により、下請負人にも第 1 項から第 6 項までの各項目を遵守させる。また、業務完了後の取扱いについては、下請負人にも前項の指示を遵守させ、これらすべての遵守について下請負人から報告を受ける。
- (9) 上記各項目の具体的実施について、適当な方法により、協会に報告する。
- (10) 受注者の責任で個人情報が漏洩した場合、受注者は、協会が負担した損害賠償額および協会が損害賠償請求の申立を解決するのに要した一切の費用（弁護士費用等を含む。）その他の個人情報漏洩に関して協会に生じた一切の損害を負担する。

(情報の開示・公表)

第 21 条 協会は、第三者より情報開示の求めがあった場合は、本約款および当該契約を開示することがある。

2 協会は、協会の定める基準に従い、本約款および当該契約の概要を公表することがある。

(契約外事項)

第 22 条 この約款その他当該契約に関する仕様書・図面等に定めていない事項または解釈上生じた疑義については、そのつど両者協議して処理する。